

## 消費税相当額の取り扱い確認書（事業完了時点）

補助金に含まれる消費税（含む地方消費税。以下同じ。）相当額を適切に取り扱うため、仕入税額控除により控除される金額を減額する必要があります。

完了報告を行う補助金における消費税相当額の取り扱いについて、下記の注意事項を理解した上で、該当するものをチェックし、必要書類を併せて提出してください。

☐ ①補助金に含まれる消費税相当額の全部を減額 → 添付書類不要

- ・ 本則課税（全額控除）の場合
- ・ 本則課税（個別対応方式）で補助対象経費が全て課税売上のみに対応する場合 … A
- ・ その他の場合で消費税相当額の全部を減額する場合

☐ ②補助金に含まれる消費税相当額を減額しない → 添付書類必要

- ・ 免税事業者である場合
- ・ 簡易課税事業者である場合
- ・ 本則課税（個別対応方式）で補助対象経費が全て非課税売上のみに対応する場合 … B

☐ ③補助金に含まれる消費税相当額の一部を減額 → 添付書類必要

- ・ 本則課税（個別対応方式）でAまたはB以外の場合
- ・ 本則課税（一括比例配分方式）の場合
- ・ その他の場合で消費税相当額の一部を減額する場合

☐ ④現時点では減額せず補助事業実施期間の消費税の確定申告後に返還する

→ 消費税の確定申告後速やかに「消費税相当額の取り扱い確認書（補助金の額の確定後）」を提出すること

---

### <注意事項>

※ ②または③とする場合でも、必要書類が提出されない場合は①の取り扱いとなります。

※ 事業完了時に本確認書を提出した場合は、原則としてその後の消費税相当額に関する対応は不要となりますが、次に該当する場合は対応が必要です。

- ・ 補助金の額の確定後に消費税の確定申告等により返還が必要となった場合は、速やかに申し出ること。

※ 補助金の額の確定後に補助金額を増額することはできません。

消費税相当額の取り扱い確認書に係る添付書類  
(事業完了時点)

**消費税相当額を減額しない場合**

■ 免税事業者である場合

- ① 基準期間に対応する「所得税または法人税確定申告書（写）」
- ② 前年または前事業年度の「所得税または法人税確定申告書（写）」
- ※ ①及び②の書類がない場合は、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書（写）」等の免税事業者であることを示す書類。

■ 簡易課税事業者である場合

- ① 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（写）」
- ② 前年または前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（写）」
- ※ ①及び②の書類がない場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書（写）」等の簡易課税事業者であることを示す書類。

■ 本則課税（個別対応方式）で補助対象経費が全て非課税売上のみに対応する場合

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（写）」等の個別対応方式を選択していることが分かる書類
- ② 非課税売上のみに対応する補助対象経費の消費税相当額を計算する書類（消費税計算様式③など）

<基準期間>

- ・ 個人事業主の場合は補助事業実施期間の前々年  
会計期間は1月1日～12月31日のため、補助事業期間がR6.4.1～R7.3.31の場合は、基準期間の書類として令和4年と5年の2年分が必要となります。
- ・ 法人の場合は補助事業実施期間の前々事業年度  
会計期間が4月1日～3月31日の法人で、補助事業期間がR6.4.1～R7.3.31の場合は、基準期間の書類として令和4年度の1年分が必要となります。

**消費税相当額の一部を減額する場合**

■ 本則課税（個別対応方式）の場合

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（写）」等の個別対応方式を選択していることが分かる書類
- ② 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写）」等の課税売上割合を示す書類
- ③ 減額が必要な消費税相当額を計算する書類（消費税計算様式③など）

■ 本則課税（一括比例配分方式）の場合

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（写）」等の一括比例配分方式を選択していることが分かる書類
- ② 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写）」等の課税売上割合を示す書類
- ③ 減額が必要な消費税相当額を計算する書類（消費税計算様式②など）

■ その他の場合で消費税相当額の一部を減額する場合

- ① 課税方法を示す書類
- ② 減額が必要な消費税相当額を計算する書類

※上記のほか、追加書類の提出が必要な場合があります。